

監護相当・生計費の負担についての確認書の提出について

児童手当について、2024年（令和6年）10月分から所得制限が撤廃され、高校生年代（18歳到達後の最初の年度末）までの児童が支給対象となります。

制度改正に伴い、現在児童手当を受給している人のうち、18歳年度末を経過した後22歳年度末までの子について監護に相当する日常生活上の世話及び必要な保護をし、学費や生活費等の負担があり、かつ、その子を含めて3人以上の子を養育している人は多子加算の対象となるため申請が必要です。

提出するもの（記入例を参考に御記入ください。原則郵送で提出してください。）

- 1 監護相当・生計費の負担についての確認書（制度改正用）
- 2 受給者の本人確認書類（運転免許証やマイナンバーカード等）の写し

★提出期限：2024年（令和6年）8月9日（金）

※提出期限を過ぎても受付できますが、審査や手当の支給が遅れる場合がありますので注意してください。
※その子を含めて養育する子が3人に満たない場合は多子加算の対象とならないため、申請は不要です。
※進学先が短大・専門学校である等、22歳年度末より前に卒業予定年月が到来する子がいる受給者へ、子の卒業予定年月の到来前に、引き続き算定対象とする場合は再度「監護相当・生計費の負担についての確認書」を提出するよう通知書を送付予定です。

◆注意事項◆

- ・18歳年度末を経過した後22歳年度末までの子について、監護に相当する日常生活上の世話及び必要な保護をしていない場合や学費や生活費等の負担がない場合は算定対象となりません。
- ・子が学生の場合、必ず確認書へ通学先及び卒業予定時期を記入してください。
- ・子の住所が市外の場合は必ず確認書へ個人番号（マイナンバー）を記入してください。
また子の住所が市外の場合、マイナンバー制度による情報連携により、住民登録の確認をします。情報連携に同意されない場合はネウボウ推進課まで御連絡ください。

制度改正内容

◆所得制限が撤廃になります◆

2024年（令和6年）10月分から所得制限が撤廃され、生計中心者の所得が限度額を超過していることにより児童手当を受給していない人についても、申請により手当の対象となります。

◆支給対象児童が高校生年代まで延長になります◆

現行では中学生までの児童を支給対象としているところ、2024年（令和6年）10月分から、高校生年代までの児童が支給対象となります。

◆支給金額が変更になります◆

多子加算の拡充により、0歳から高校生年代までの第3子以降について手当月額が30,000円となり、22歳年度末までの子が算定対象となります。

18歳年度末を経過した後22歳年度末までの子については、進学・就職等の状況にかかわらず、受給者（その親等）が監護に相当する日常生活上の世話及び必要な保護をしており、その子の学費や生活費等の負担がある場合は算定対象となります。具体的には、受給者が同居の子の学費・家賃や食費等の少なくとも一部を負担している場合、別居の子の学費や生活費の少なくとも一部を仕送りしている場合等が対象となります。「監護相当・生計費の負担についての確認書」を提出することにより、「監護相当」及び「生計費の負担」の要件を満たしているか確認します。

◆支給月が隔月（偶数月）の年6回となります◆

現行では支給月を10月・2月・6月の年3回としているところ、隔月（偶数月）の年6回となります。

制度改正後の初回の支給は2024年（令和6年）12月支給分（2024年（令和6年）10・11月分）となります。

◆次の事項に該当する場合、届出が必要です◆

- ・出生等により支給対象となる児童が増えたとき
- ・受給者が市外へ転出したとき
- ・児童を養育しなくなったこと等により対象となる児童がいなくなったとき
- ・配偶者や児童の住所・名前が変わったとき
- ・離婚や婚姻により、一緒に児童を養育する配偶者の有無が変わったとき
- ・振込先口座を変更するとき（受給者名義のみ）
- ・18歳年度末を経過した後22歳年度末までの子について学費や生活費等の負担がなくなったとき
- ・18歳年度末を経過した後22歳年度末までの子について名前や住所等が変わったとき
- ・受給者が公務員になったとき など

◆現況届◆

毎年6月1日現在の状況を確認し、引き続き児童手当の支給要件に該当しているかを審査するための手続です。児童の養育状況が変わっていなければ、次に該当する方を除き、現況届の提出は不要です。

- ・児童と別居をして監護している方
- ・離婚協議中で配偶者と別居されている方
- ・18歳年度末を経過した後22歳年度末までの学生以外の子が算定対象になっている方 など

◆問合せ先◆ 福山市役所ネウボラ推進課
児童手当担当：084-928-1070

福山市ホームページ
(子育て支援サイト)
はこちら

